

## ご挨拶

平素より、第三管区海上保安本部の業務に格別なご支援とご協力をいただきまして、誠にありがとうございます。

本年1月2日に羽田空港で発生しました、羽田航空基地所属機と日本航空516便が衝突した事故により、多くの国民の皆様にご迷惑をおかけしましたことを深くお詫び申し上げますとともに、日本航空516便に搭乗されていた乗員・乗客とご家族の皆様へ、心からお見舞い申し上げます。



第三管区海上保安本部は、首都圏を含む茨城県から静岡県にかけての沿岸海域のほか、日本最南端の沖ノ鳥島周辺海域及び日本最東端の南鳥島周辺海域を含む、約450万km<sup>2</sup>の広大な海域（海上保安庁が管轄する区域の約三分の一の広さ）の治安と安全を守り続けて参りました。

当管区の管轄海域における業務は、世界有数の船舶通航路である東京湾及び周辺海域における船舶交通の安全確保をはじめ、年間を通じて活発なマリナーの安全対策、首都圏を背後に抱える中でのテロや密輸・密航等の治安対策、伊豆、小笠原諸島などの離島対策、我が国領海や排他的経済水域（EEZ）での違法外国漁船や外国海洋調査船などの監視警戒や取締り、海難救助や近年激甚化する自然災害への対応、海洋調査や海洋・安全情報の提供、諸外国関係機関との連携や国際協力等、極めて広範に及びます。

これらの任務を的確に遂行するため、第三管区の24か所の海上保安部署等や海上交通センター、64隻の巡視船艇と9機の航空機が昼夜を問わず24時間365日、海上保安業務にあたりております。

その内、当管区には、高度な知識・技術を必要とする特殊海難に対応する海難救助のスペシャリストである特殊救難隊、専門的な知識と技術により油や有害危険物質の流出事故等に対応する機動防除隊、さらには、大規模な違法薬物密輸入事案等に対応する国際組織犯罪対策基地を有し、当管内のみならず、全国で発生する重大な事案にも対応しております。

海上保安を巡る情勢は依然として厳しいものがありますが、地域・国民の皆様からの協力と応援を励みに、これからも変化を続ける社会にあって、海上保安が海洋国家の生存と繁栄の基盤そのものであり、国民の未来を担っているという誇りをもって、平和で豊かな海を守るために職員一丸となり、任務を全うする所存でありますので、引き続き、第三管区海上保安本部の業務にご理解とご支援、ご協力の程、よろしくお願いいたします。

第三管区海上保安本部長

宮本 伸二